

農協について

平成 2 7 年 2 月
農林水産省

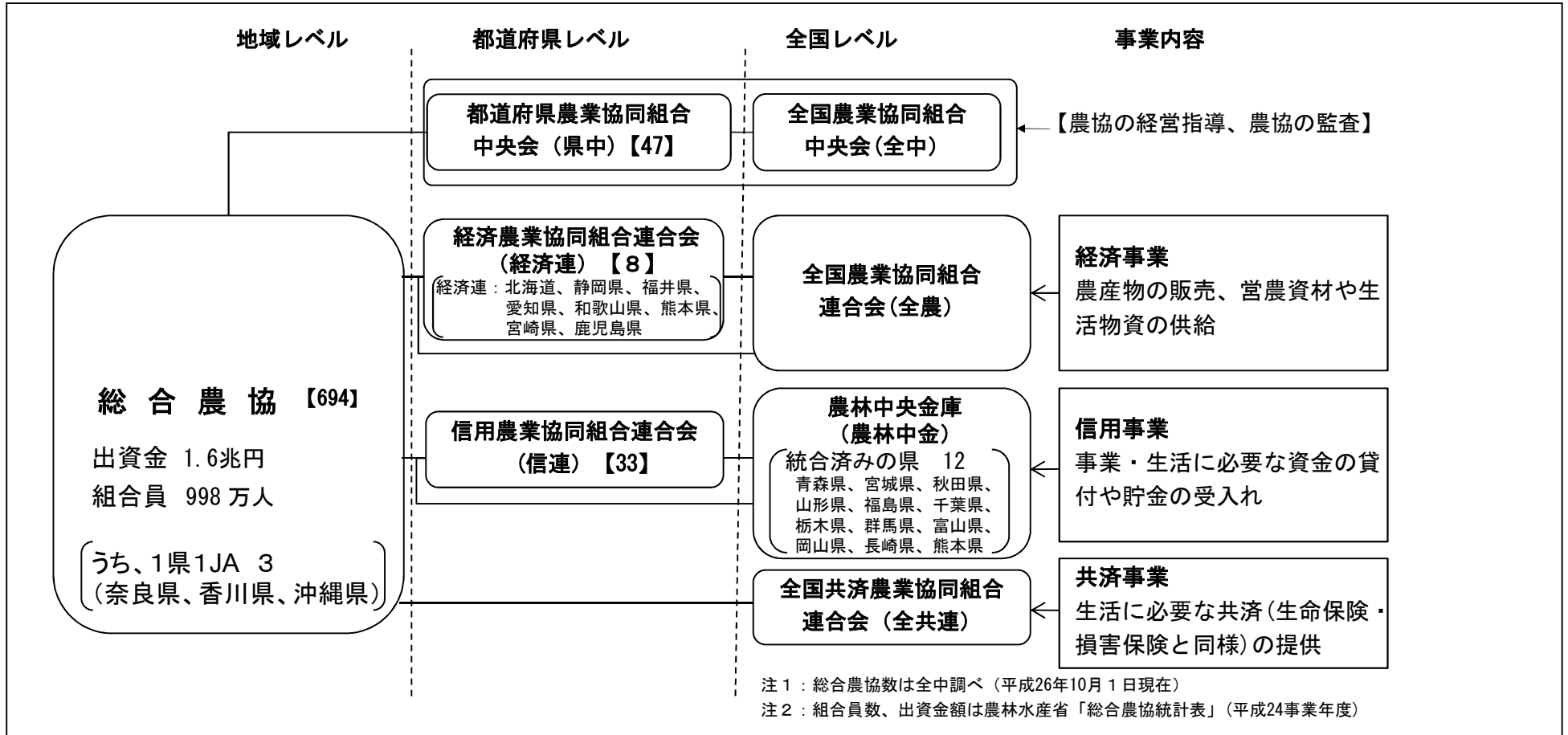
目次

農協の性格	1
農協の組織	2
農協数の推移	3
農協の職員数の推移	4
農協の組合員数	5
組合員の年齢構成	6
農協の事業	
・ 農畜産物販売事業	7
・ 生産資材購買事業	8
・ 利用事業、加工事業、農業経営事業	9
・ 生活物資購買事業、老人の福祉の事業、その他生活関連事業	10
・ 信用事業	11
・ 共済事業	12

農協の性格

	農業協同組合	株式会社
法人格付与の根拠法	農業協同組合法	会社法
法人の性格	<p>一定の資格要件を満たす組合員の自主的な相互扶助組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1組合員1票 ・加入脱退の自由(脱退時は出資金払戻) ・剰余金の配分は、利用高配当を基本 <p>〔出資配当は一定率以内に制限。これが「非営利」ということの意味〕</p>	<p>株主の出資により設立する組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1株1票を基本 (ただし、無議決権株式など多様な運営が可能) ・脱退は株式譲渡を基本 (ただし、譲渡制限をすることも可能) ・剰余金の配分は、出資配当 (ただし、優先株式など差をつけることも可能)
法人の事業の利用者	組合員が利用することが基本 (このため員外利用規制あり)	限定なし
法人税率	19.0%	25.5%
法人の事業の範囲	農協法に定める事業(組合員が利用する事業)の範囲で定款で定める	定款で定めれば自由 (ただし、金融、保険については種々の制限あり)
独禁法の適用	共同行為は適用除外 (不公正な取引方法は適用)	全面適用

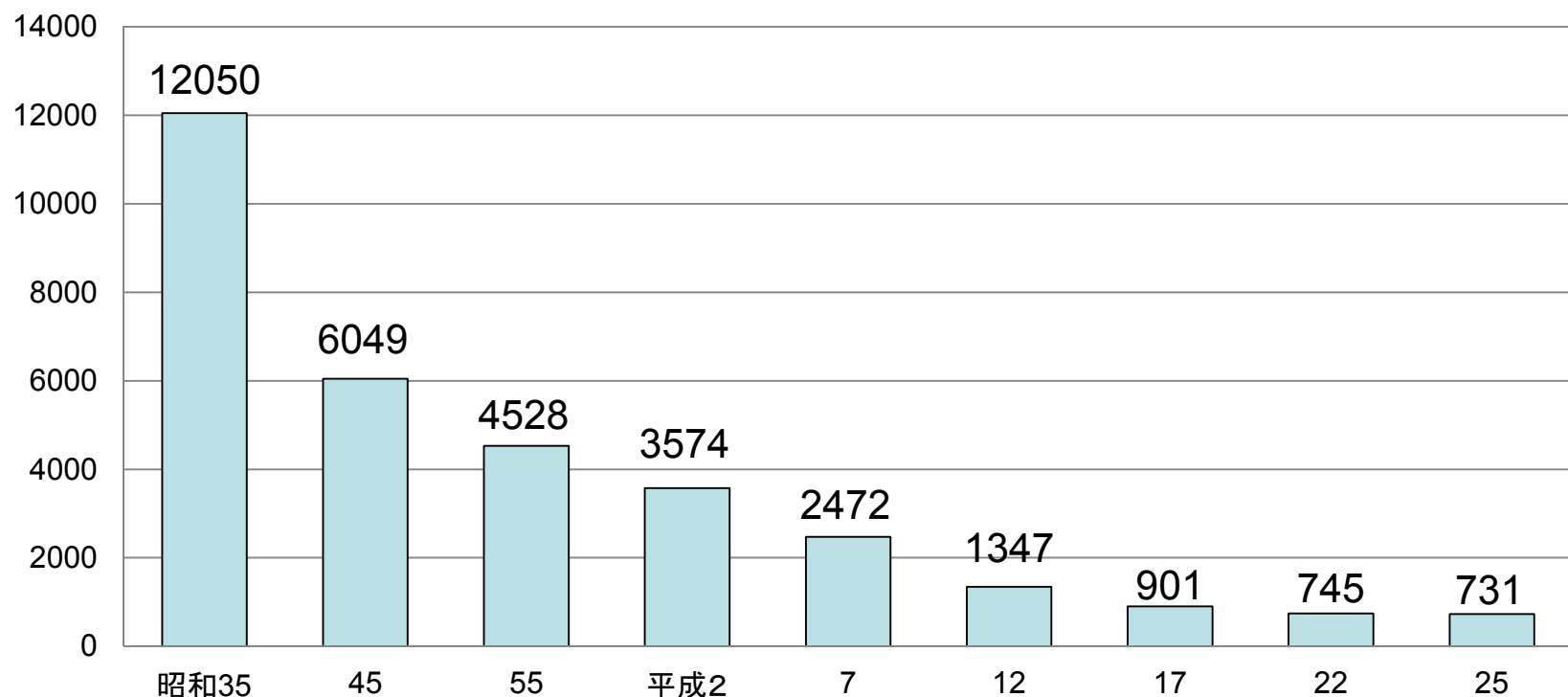
農協の組織



※ 農協には、上記の総合農協とは別に、専門農協(信用事業を行わず、畜産、酪農、園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う農協)がある。専門農協数は719。組合員数は256千人(正:186千人、准:69千人)。
 注:農林水産省「平成23事業年度専門農協統計表」

農協数の推移

- 農協系統においては、経営基盤の強化等を図るため、農協の合併を進めてきており、昭和63年の全国農協大会では1,000農協構想が掲げられた。
- 平成25年度末の農協数は、731農協で、複数の市町村を区域とする広域合併が相当程度進展している。



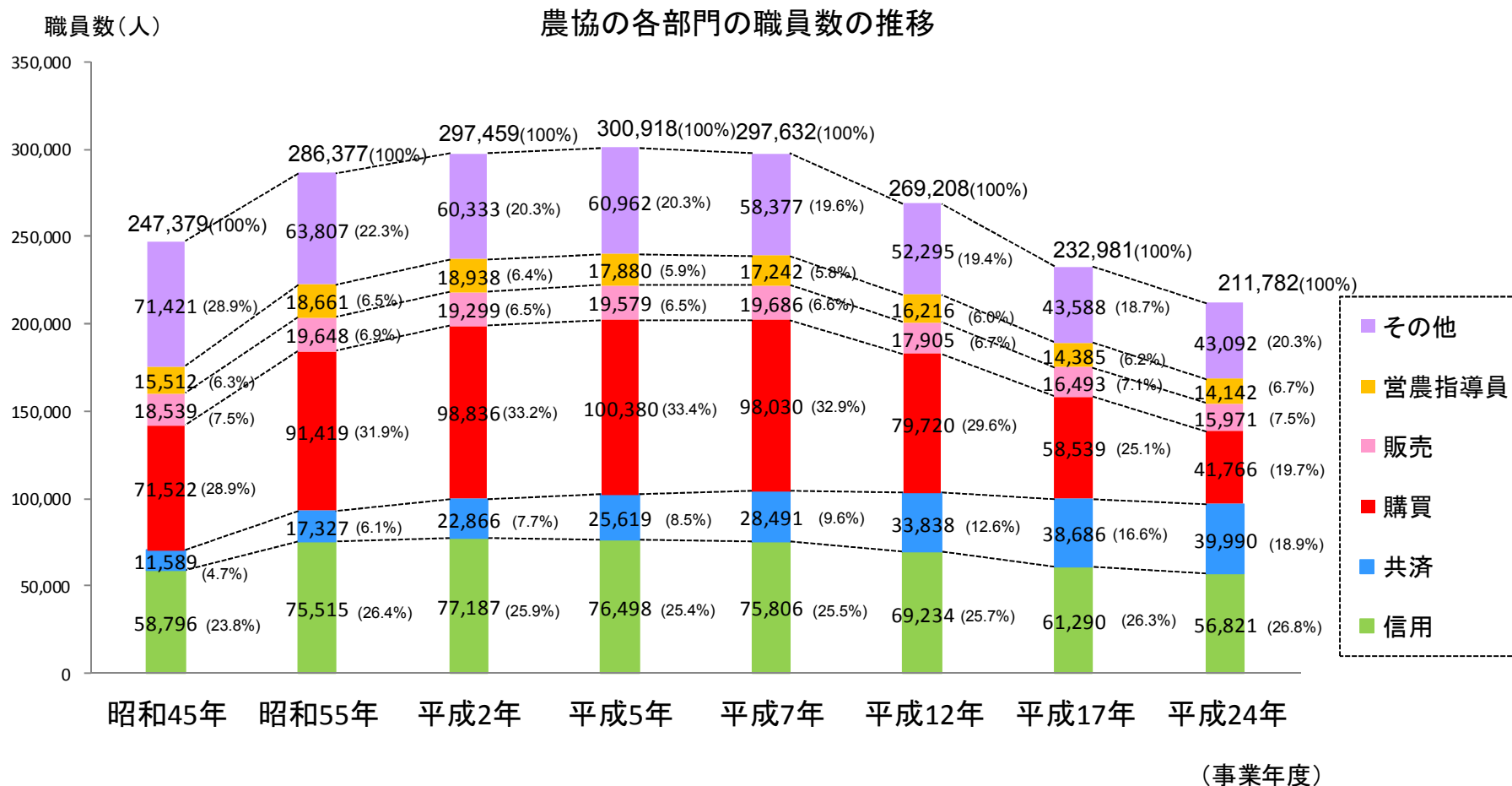
注1：信用事業を行う農協数。農林水産省「平成25年度農業協同組合等現在数統計」

注2：平成26年10月1日現在の全中調べによるJA数は、694農協。

農協の職員数の推移

- ピーク時の30万人（平成5年）から、現在は21万人台に減少。
- 信用・共済が約1/2を占める一方、販売・営農指導は14%程度。

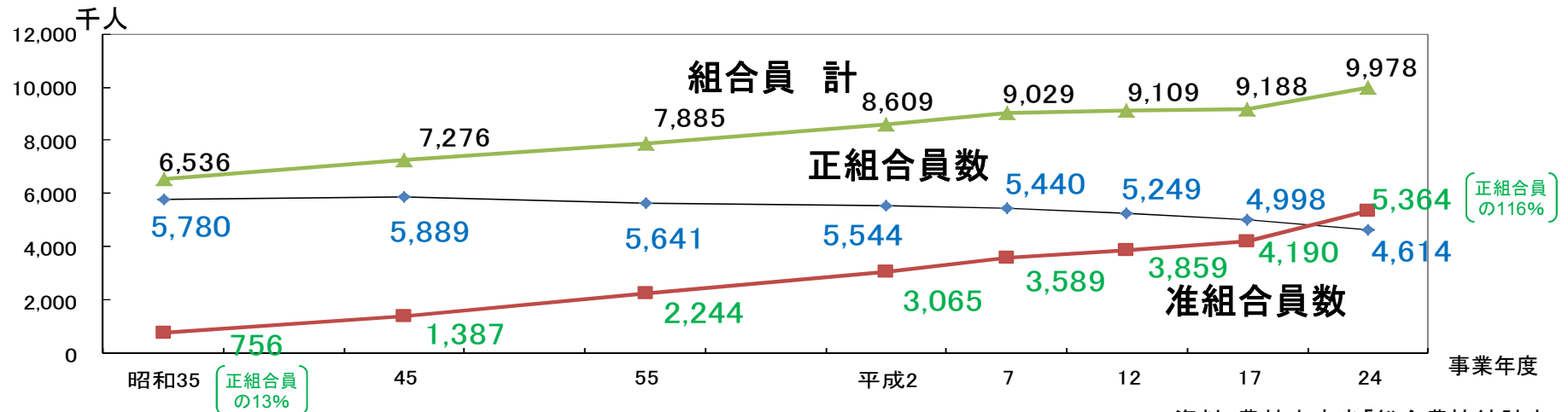
4



注:農林水産省「総合農協統計表」

農協の組合員数

- 農協の組合員数は、准組合員が正組合員を上回っている状況。
(准組合員には議決権がなく、農協の事業運営は正組合員である農業者の意思決定により行われている。)
- 一方で、正組合員の中も少数の担い手農業者と多数の兼業農家に二極化。



【正組合員】

- ・ 農業者(当該農協の地区内に住所等を有する農民(自ら農業を営み、又は農業に従事する個人)又は農業を営む法人)

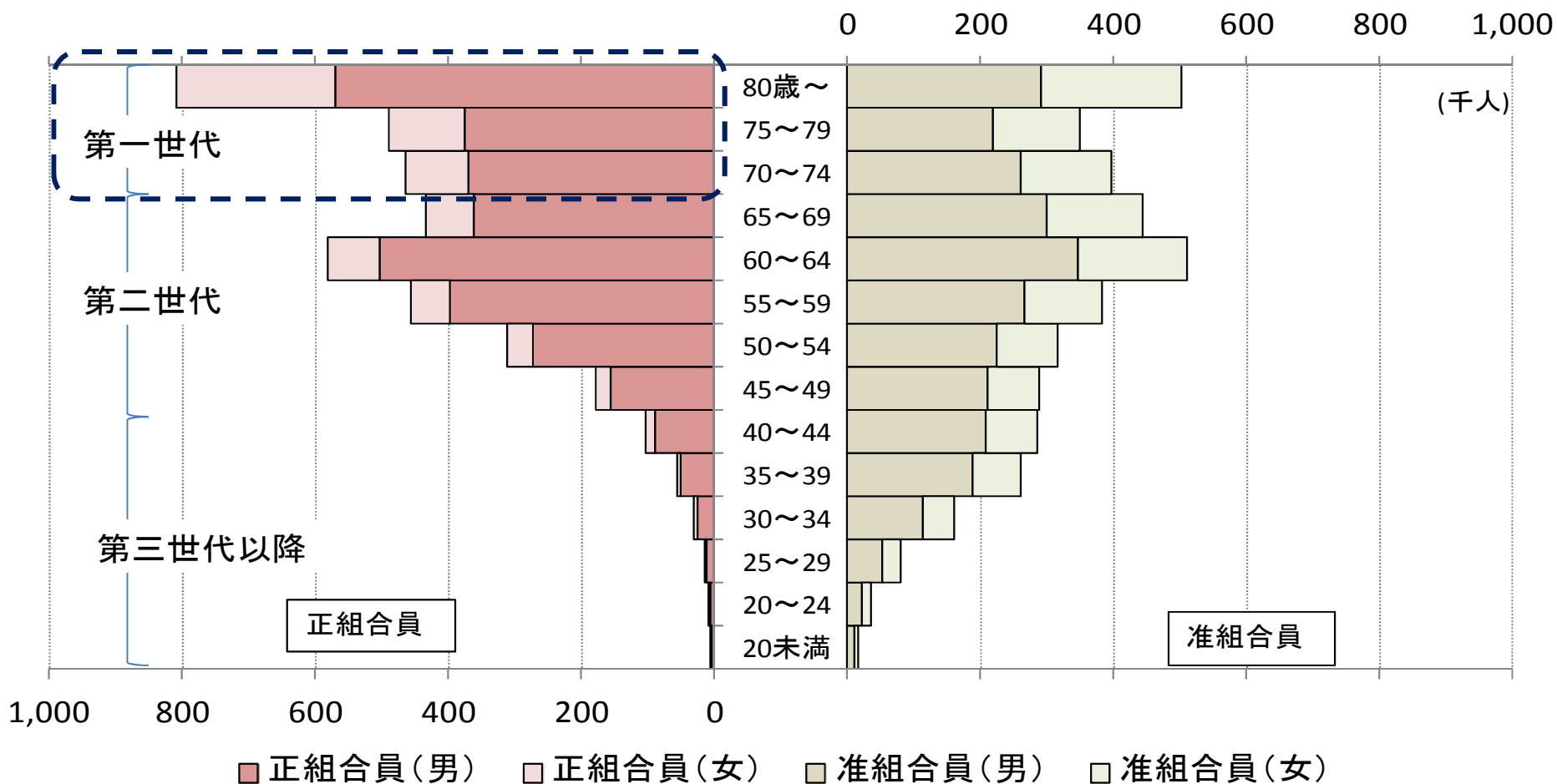
【准組合員】 昭和22年(農協法制定時)から措置

- ・ 当該農協の地区内に住所を有する個人
- ・ 当該農協からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であって、当該農協の施設を利用することを相当とするもの など

※ 具体的な組合員資格は、上記の者の範囲で定款において定められ、一般的に耕作面積や従事日数の要件を規定している。

組合員の年齢構成

70歳以上層が正組合員の4割を占めており、この世代の出資金(脱退時には出資金払戻)や事業利用が次世代に承継されない場合、農協運営に大きな影響を生じるおそれ。



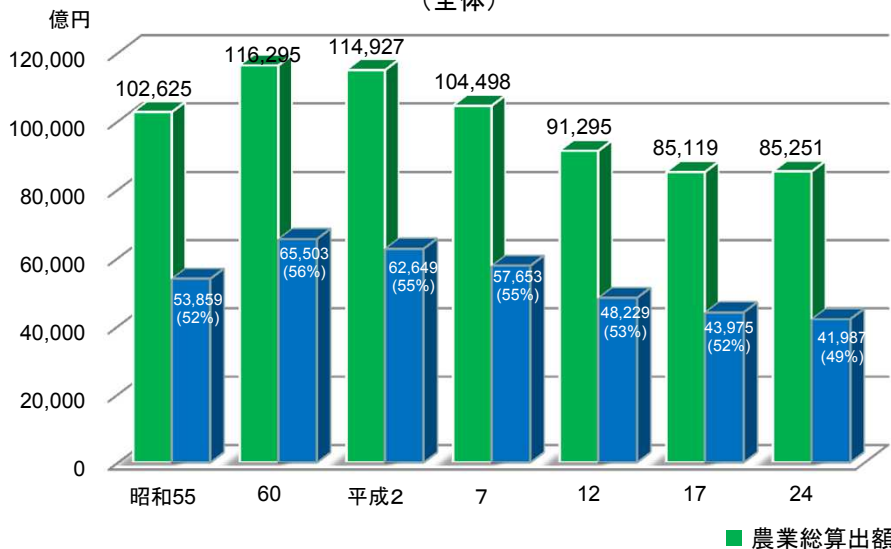
資料:JA全中:第26回JA全国大会議案

農協の事業

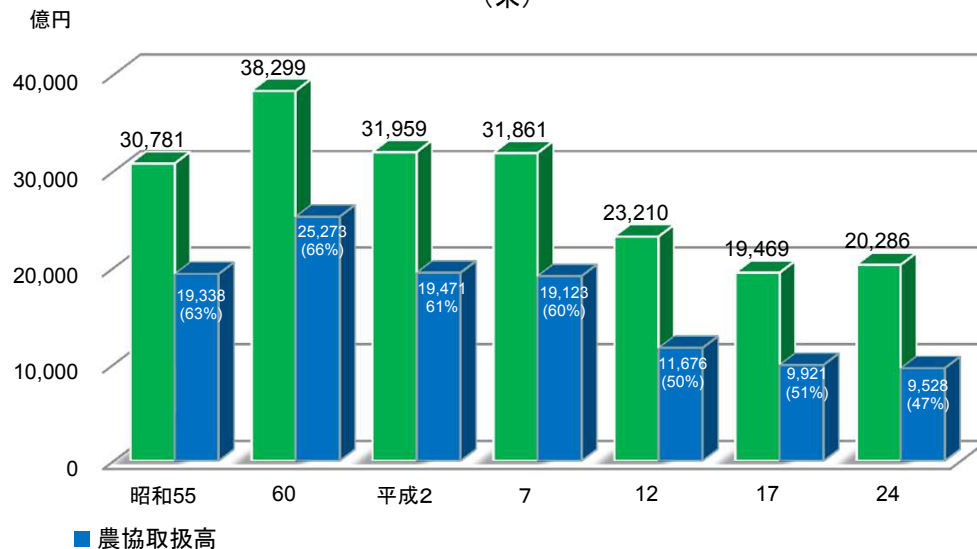
農畜産物販売事業

- 組合員が生産した米穀、青果物、畜産物などを販売する事業。
- 農協は、組合員から販売委託を受け、連合会への販売の再委託や、卸売市場（米穀の場合は卸売業者）を通じて販売するケースが多く、組合員からの買取りによる販売、実需者・消費者への直接販売や契約販売は少ない。
- 卸売市場中心の販売で、手数料率は約3%（平成24事業年度）程度。
- 代金精算は、農協単位、県域単位の共同計算が通例。
- 農協の取扱高は昭和60事業年度の6.6兆円をピークに減少傾向。

農業総産出額と農協取扱高の推移
(全体)



農業総産出額と農協取扱高の推移
(米)



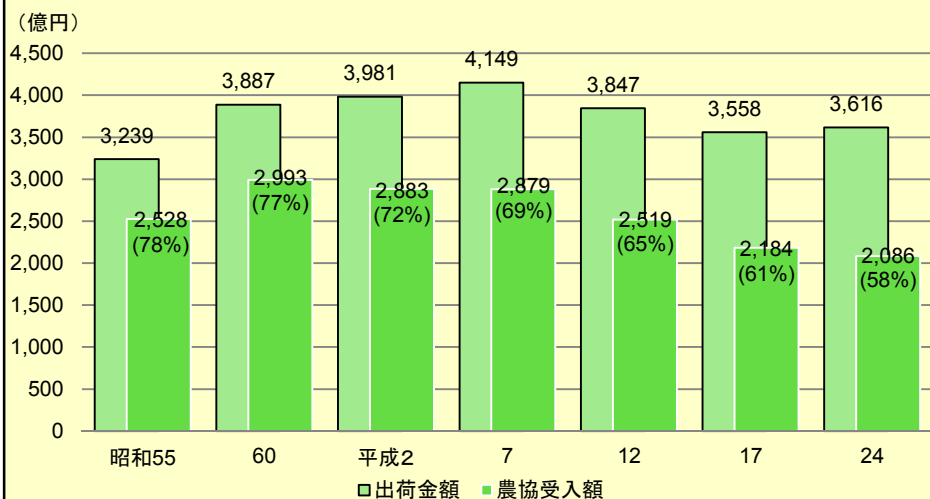
資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「総合農協統計表」

注)「農協取扱高」は、「総合農協統計表」の「当期販売・取扱高」の値から「販売手数料」の値を除いたもの。

生産資材購買事業

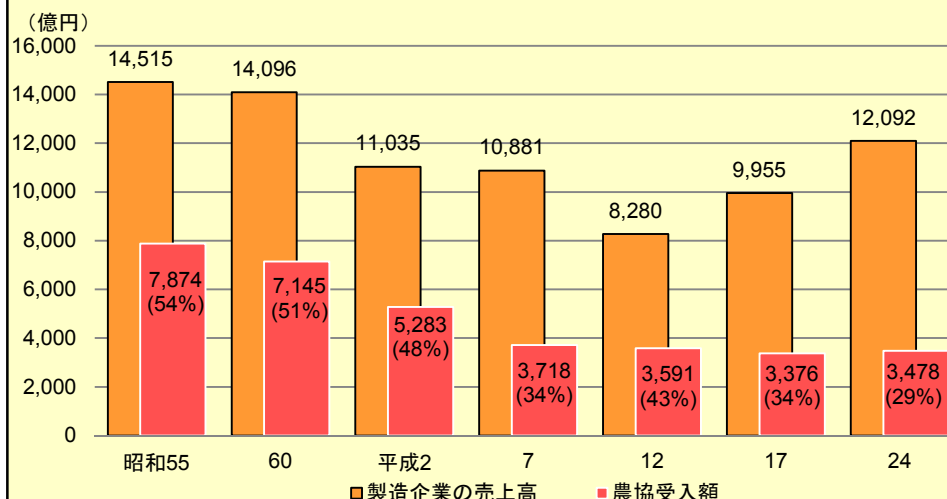
- 肥料、農薬、飼料、農業機械などを共同購入し、組合員に対し供給する事業。
- 通常、組合員から、農協が予約注文を受け、全農や経済連に注文を集約し、肥料、農薬、農業機械などのメーカーと価格交渉を行い、農協を通じて組合員へ供給される。
- 約7割の農協で大口利用者に対する割引等を行っているところ。
- 生産資材購買事業の農協の手数料率は、約9.2%（平成24事業年度）程度。
- 農協の取扱高は昭和59事業年度の3.4兆円をピークに減少傾向。

農薬における出荷金額と農協受入額の推移



資料：農林水産省「総合農協統計表」、出荷金額は農林水産省調べ
注) 出荷金額は10月～9月の累計。

配合飼料における製造企業の売上高と農協受入額の推移



資料：農林水産省「総合農協統計表」
製造企業の売上高は農林水産省調べ。

○生産資材購買事業の農協取扱高の推移

事業年度	昭和55	60	平成2	7	12	17	24
取扱高 (兆円)	3.2	3.4	3.2	3.0	2.7	2.4	2.1

資料：農林水産省「総合農協統計表」

○全農、商社の資本・売上高の比較(平成25事業年度)

	全農	三菱商事	三井物産	住友商事	伊藤忠商事	丸紅
株主資本(兆円)	0.3	2.3	1.4	0.9	0.8	0.5
売上(兆円)	5.1	10.1	4.6	3.3	5.7	7.9

資料：各社有価証券報告書等

利用事業

- 農協がカントリーエレベーター、育苗センター、青果物集荷場、農産物直売所などの施設を設置し、組合員の共同利用に供する事業。
- 稼働率が低下したり、合併により余剰施設となるケースがあるが、地域内で有効活用していくことが課題。

施設	設置数
青果物集出荷施設	4,468
青果物貯蔵施設	2,107
ライスセンター	1,560
共同育苗施設	1,437
農産物直売施設	1,449
精米麦施設	1,429

資料：農林水産省「総合農協統計表」
(平成24事業年度)

加工事業

- 精米、漬物、食肉加工、乳業、製茶など組合員が生産した農産物を加工する事業。
- 加工事業を行っている農協は401農協。
- 約4割の農協が加工品の商品開発に取り組んでいるが、女性部等を中心とした小規模なものが多く、地域の事業者等と連携した取組は少ない。

加工事業	売上高(億円)
澱粉・芋加工	245
畜肉加工	95
製茶	130
精米麦加工	231

資料：農林水産省「総合農協統計表」
(平成24事業年度)

農業経営事業

- 農協直接又は出資法人による農業経営。

農協が直接農業経営

農協数	経営農地面積
54	170ha

協同組織課調べ(平成26年10月1日現在)

農協が出資している農業生産法人による農業経営

法人数	経営農地面積
317	13,772ha

農地政策課調べ(平成26年1月1日現在)

生活物資購買事業

- LPガス、食料品などの組合員の生活に必要な物資を共同購入し、供給する事業。
- 食料品などを店舗(Aコープ)を通じて販売するのが一般的。
- 近年、店舗運営は農協直営から子会社に移管するケースが増えており、農協の取扱高は減少傾向。

○ 生活物資購買事業の取扱高(全総合農協計)の推移

事業年度	昭和55	60	平成2	7	12	17	24
取扱高(兆円)	1.5	1.9	2.0	1.9	1.5	1.1	0.9

資料:農林水産省「総合農協統計表」

老人の福祉の事業 その他生活関連事業

- 農協は、地域ボランティア活動(助けあい組織活動)や介護保険事業なども実施。

組織設置JA数	338
助けあい組織数	662
協力会員数(人)	41,070

資料:全中調べ(平成25年4月1日現在)

区分	指定事業所数	報告事業所数	従業者数
訪問介護	321	302	5,845人
通所介護	210	208	3,367人
居宅介護施設	291	271	831人
福祉用具関係	174	158	563人

資料:全中調べ(平成25年4月1日現在)

信用事業

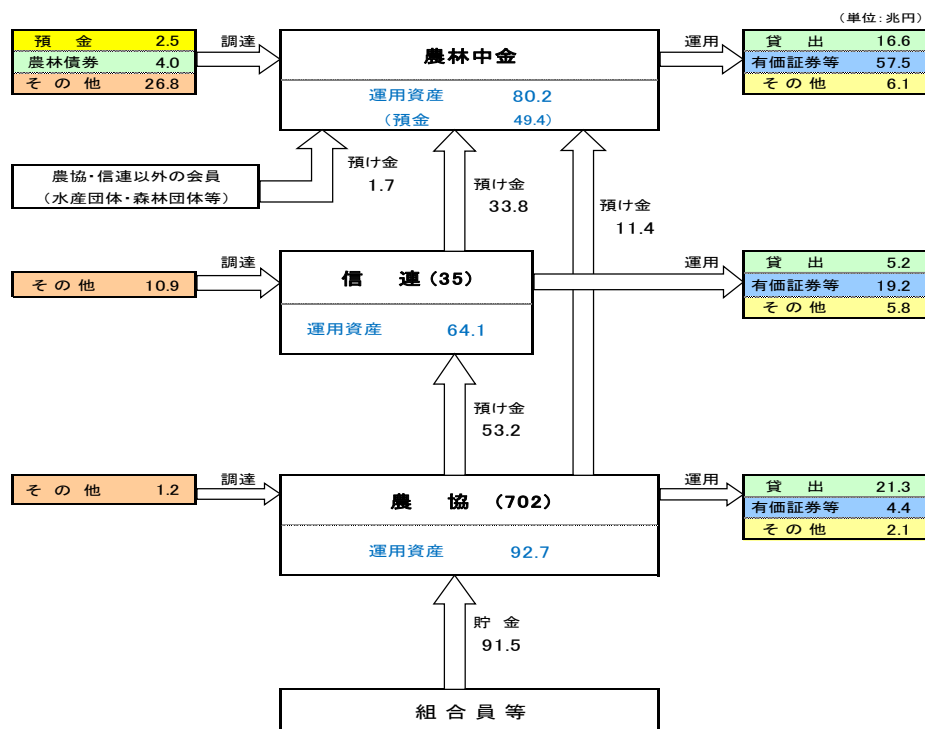
- ・ 貯金、定期積金の受入れ、営農・生活資金の貸付け、為替取引などの金融サービスを提供する事業
- ・ 農協は、組合員への金融サービスの提供(窓口業務)。
- ・ 信連・農林中金は、農協から預かった資金を貸出しや有価証券で運用し還元。
- ・ 農林中金は、JAバンク法に基づき、JAバンクシステムの司令塔として、農協・信連に対し健全性確保等の観点から指導する権限を有する。

○預貯金残高(平成25年度)

農協(全農協計)	91兆円
ゆうちょ銀行	176兆円
三菱東京UFJ銀行	130兆円
三井住友銀行	98兆円
みずほ銀行	97兆円

資料:各行ディスクロージャー誌等

○農協系統三段階の資金の流れ(平成26年3月末)



資料:農林中金ディスクロージャー誌等

共済事業

- 組合員の事業・生活に生じた事故による損失を救済する事業
(生命総合共済、建物更生共済、自動車共済、傷害共済 など)
- 農協と全共連の共同元受方式により事業を実施。
 - ・ 農協は、普及・推進、契約締結、事故受付、共済金の支払事務等を行い、
 - ・ 全共連は、商品開発、引受審査、責任準備金の積立・運用、共済金の支払等を行う。
 - ・ 共済金の支払責任は全共連が100%保有。

[生命]

○保有契約高・総資産(平成25年度)

	保有契約高	総資産
JA共済	145兆円	52兆円
日本生命	171兆円	56兆円
第一生命	136兆円	34兆円
住友生命	106兆円	26兆円
明治安田生命	92兆円	34兆円

資料:各社ディスクロージャー誌等

(注) JA共済は、生命総合共済の保障共済金額。
保険会社は、当該保険会社の保有契約高の総額。

[損害]

○正味収入保険料(受入共済掛金)(平成25年度)

JA共済	1兆5,947億円
東京海上日動	1兆9,663億円
損保ジャパン	1兆4,138億円
三井住友	1兆3,845億円
あいおいニッセイ同和	1兆1,446億円

資料:各社ディスクロージャー誌等

(注) JA共済は、直接事業収益の受入共済掛金から支払戻金、支払返戻金及び再保険料を損害保険各社と同様に控除したもの。損害保険各社はディスクロ誌より。

与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格

農協・農業委員会等に関する改革の推進について（平成26年6月与党とりまとめ）	法制度等の骨格
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 農協改革の目的は、農業・農村の発展 </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須 ・ また、高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に提供できるようにすることも必要 ・ 農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要 ・ また、農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 1 単位農協のあり方 </div> <p>(1) 単位農協は、農産物の有利販売（それと結びついた営農指導）と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。 ○ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して（価格及び品質）、最も有利なところから調達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法改正不要（単位農協・全農・経済連の自己改革の実行を注視） ○ 法改正不要（単位農協・全農・経済連の自己改革の実行を注視）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。 その際、単位農協の組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供できるようにし、また、単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ このため、既にJAバンク法に規定されている方式（単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い、単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を置いた上、農林中金・信連から単位農協に相応の手数料等を支払う方式）の活用を積極的に進めることとし、農林中金・信連は、農協の判断に資するよう、この場合の手数料等の水準を早急に示すものとする。 ・ 単位農協の共済事業は、全共連との共同元受となっており、リスクは全共連のみが負っているが、全共連は、単位農協の共済事業の事務負担を軽くするような改善策を早急に示すものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ JAバンク法に規定済みであるので、法改正不要（単位農協・農林中金・信連・全共連の自己改革の実行を注視） 農協系統の要請を踏まえ、単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、所要の規定を整備する。 （・ JAバンク法について、農協が農林中金等に信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合にも、農林中金等の業務代理を行うことができるようにする など）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 単位農協の理事については、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるようにするため、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとするとともに、理事の交替に際しても、経営を継続的に発展させていけるよう十分留意する。 また、女性・青年役員を積極的に登用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物販売・経営のプロとすることを求める規定を置く。 また、理事の選任に当たっては、理事の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定を置く。

<p>(2) 各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要がある。</p>	
<p>○ 各単位農協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にする。</p>	<p>○ 現行農協法第8条（組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない〔これは出資に応じた配当には法定上限があるという趣旨であり、組合が利益を上げたり、利用高に応じて配当することは何ら規制していない〕を、</p> <p>① 組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、農業所得の増大その他の農業者の利益の増進を図らなければならない</p> <p>② 農協は、その目的を達成するため、的確な事業活動により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や組合員への利用高配当に充てる旨に改正する。</p>
<p>○ 連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。ただし、預金保護に関連する信用事業については、健全性の確保が極めて重要であり、JAバンク法に基づき農林中金が単位農協に対して的確な指導を行う。</p>	<p>○ 農協・連合会は、組合員・単位農協に事業利用を強制してはならないことを明記するとともに、専属利用契約（1年を超えない期間を限り、組合員が組合の事業の一部を専ら利用する旨の契約）に関する規定を削除する。</p> <p>○ この他、農協・連合会は農業者・単位農協が自主的に設立・運営する組織であることを徹底する観点から、規定の整備を行う。</p> <p>〔 ・ 定款の定めにより出資を強制する回転出資金制度（利用高配当の全部又は一部を、5年に限り出資させるもので出資配当の対象とはならない）を廃止する。 ・ 組合の設立・定款変更に関する認可基準を緩和する など 〕</p>
<p>(3) 単位農協の事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。</p> <p>その際、単位農協が實際上地域のインフラとしての側面を持っており、組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じているが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある。</p>	
<p>○ 必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。</p>	<p>○ 農協について、その選択により、組合を設立する新設分割及び組合から株式会社、消費生活協同組合等への組織変更ができる規定を置く。</p>
<p>○ このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。</p>	<p>別紙（省略）</p>
<p>2 連合会・中央会のあり方</p> <p>連合会・中央会は、1を前提に、単位農協を適切にサポートする観点で、そのあり方を見直す必要がある。</p>	

(1) 連合会・中央会の単位農協に対する関わり方や業務内容は、次のとおりとする。

- 全農・経済連は、
 - ・ 単位農協の農産物の有利販売に資するため、大口実需者との安定取引関係を構築するとともに、単位農協が全農・経済連を通して販売するかどうかは単位農協の選択に委ねる。
 - ・ 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化するとともに、単位農協が全農・経済連から仕入れるかどうかは、単位農協の選択に委ねる。
 - ・ その他、農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資する経済活動（投資活動を含む）を、経済界と連携して積極的に実施する。
特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行することとし、その際、農林中金の資金協力を得るものとする。

- 法改正不要（全農・経済連の自己改革の実行を注視）

- 農林中金・信連・全共連は、
 - ・ 単位農協の金融事業の負担を軽くする事業方式を提供することとし、特に農林中金・信連は、単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準（単位農協が自ら信用事業をやる場合の収益を考慮して設定すること）を早急に示す。
 - ・ 豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用する。

- 法改正不要（農林中金・信連・全共連の自己改革の実行を注視）

- 厚生連は、組合員でない者を含めて地域に必要な医療サービスを安定的に提供する。
その際、あくまで民間組織であるので、公的医療機関としての機能を発揮する上で必要な場合には地方公共団体等から適切な支援を受けるものとする。

- 法改正不要（厚生連の自己改革の実行を注視）

- 中央会は、農協経営が危機的状態に陥ったことを背景に、昭和29年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に1万を超えていた単位農協が700程度に減少し、1県1JAも増加していること、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等を踏まえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協の意思の集約、農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく必要がある。

別紙（省略）

(2) (1)を踏まえて、連合会・中央会の組織のあり方を見直す。

- 全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に（農協法に基づく員外利用規制、事業範囲の制約を受けないで）行えるよう、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする。

- 全農・経済連について、その選択により、株式会社に組織変更ができる規定を置く。

<p>○ 厚生連は、公的医療機関として地域に必要な医療サービスを提供する上で員外利用規制がネックとなる場合には、この規制がなく非課税措置を継続できる社会医療法人に転換することを可能とする。</p>	<p>○ 病院等を設置する厚生連について、その選択により、社会医療法人に組織変更ができる規定を置く。</p>
<p>○ 農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。</p>	<p>○ 金融庁と中長期的に検討する。</p>
<p>○ 農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。</p> <p>① 農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。</p> <p>② 新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。</p>	<p>別紙（省略）</p>
<p>3 行政における農協の取扱い 農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。</p>	
<p>○ 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う。</p>	<p>○ 法改正不要（平成15年に措置済み）</p>
<p>○ 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。</p> <p>なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス（申請書記載代行等）は、行政代行とは別ものである。</p>	<p>○ 法改正不要（平成15年に措置済み）</p>
<p>4 その他 5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。</p> <p>政府は、以上の改革が進められるよう法整備を行うものとする。</p>	<p>○ その他、最近の金融関係法制の変更等のフォロー、他制度との横並びを整えるなどの観点から、農協法等について点検を行い、関係法律について所要の規定の整備を行う。</p> <p>〔・農協の共済事業について、平成26年の保険業法の改正（契約者への情報提供、共済代理店に係る体制整備義務等）を踏まえた規定の整備を行う ・農産物の保管事業を農協の事業として明確化し、農業倉庫業法を廃止する など〕</p>

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）〈抄〉

Ⅱ 分野別措置事項

4 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するため、農地中間管理機構の創設を、国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合の在り方等に関して、これら3点の見直しをセットで断行する。

④ 農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

今後5年間で農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

政府は、以下の改革が進められる法整備を行う。

(2) 個別措置事項

④ 農業協同組合の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
14	中央会制度から新たな制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
15	全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
16	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁

		<p>連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用の推進を図る。あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。</p> <p>全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。</p>		
17	理事会の見直し	<p>農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。</p>	平成26年度検討・結論	農林水産省
18	組織形態の弾力化	<p>単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。</p>	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	農林水産省 金融庁
19	組合員の在り方	<p>農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。</p>	平成26年度検討開始	農林水産省
20	他団体とのイコールフットイング	<p>農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。</p>	平成26年度検討・結論	農林水産省

総会関係

○ 農業協同組合法（昭和二十二年十一月十九日法律第三百二十二号）（抄）

第四十三条の二 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十三条の三 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

②④（略）

第四十三条の四 総会は、理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員。次項において同じ。）が招集する。

②・③（略）

第四十三条の五 理事（理事以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

②（略）

第四十三条の六 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の十日前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

② 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

③⑤（略）

第四十四条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程

及び農業経営規程の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告

六 事業の全部の譲渡

七 農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の設立の発起人となり又は設立準備会の議事に同意すること。

八 組合又は農業協同組合中央会への加入及び組合又は農業協同組合中央会からの脱退

②⑤（略）

第四十五条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

② 議長は、総会においてこれを選任する。

③ 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第四十六条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による信用事業の全部の譲渡並びに第五十条の四第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の移転であつて全部を移転するもの

五 第三十五条の六第四項の規定による責任の免除

第四十七条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六條の規定を準用する。（以下略）

理事会等関係

○ 農業協同組合法（昭和二十二年十一月十九日法律第三百三十二号）（抄）

- 第三十二条 組合は、理事会を置かなければならない。
- ② 理事会は、すべての理事で組織する。
- ③ 理事会は、組合の業務執行を決議し、理事の職務の執行を監督する。
- ④ 第三十条の二第四項の組合の理事会が組合の業務執行を決議し、理事の職務の執行を監督するに当たつては、経営管理委員会が決定するところに従わなければならない。

第三十三条 理事会の決議は、議決に加わることが出来る理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行ふ。

② 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

③④⑤ （略）

第三十五条の二 理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会（同条第四項の組合にあつては、総会及び経営管理委員会）の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

② 理事は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法第百八条の規定は、適用しない。

第三十五条の三 組合は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の決議により、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

② 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

③ 代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十五条の四 理事及び経営管理委員については会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を準用する。（以下略）

② 代表理事については、会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。（以下略）

第三十五条の五 監事は、理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

② 監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

③ 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）に報告しなければならない。

④ （略）

⑤ 監事については、第三十五条の二第一項並びに会社法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定を準用する。（以下略）

第三十五条の六 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

② 前項の責任の原因となつた行為が理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会又は経営管理委員会）の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事（同条第四項の組合にあつては、理事又は経営管理委員）は、その行為をしたものとみなす。

③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ （略）

○ 農業協同組合法（昭和二十二年十一月十九日法律第三百三十二号）（抄）

第四十九条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

② 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容
二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

③ 前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第九十二条第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。（以下略）

第五十九条 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
② 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第六十条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反するとき。

二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠くことその他その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

三 農業協同組合にあつては、その地区の全部又は一部が他の農業協同組合の地区と重複することにより当該地区の農業の振興を図る上で支障があると認められるとき。

四 農業協同組合連合会にあつては、当該連合会が農業協同組合中央会の事業の全部又は一部と同種の事業を行うことにより農業協同組合中央会の事業の発展に支障があると認められるとき。

第六十五条 組合が合併しようとするときは、總會の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。

② 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 前項の場合には、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。

④ 出資組合の合併には、第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替へるものとする。

合併関係

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）

【平成23年2月 農林水産省経営局長通知】 抜粋

Ⅲ－２－１－３ 組合の合併（基本的な考え方）

Ⅲ－２－１－３－３ 申請及び認可

（２）審査要領

組合の合併に関し、法第65条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 組合員の日常的な活動に適切に対応した営農活動や支所機能の充実が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。
- エ 合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。
- カ 地区の重複する組合が複数設立される場合にあっては、当該組合が相対立する方針に基づいて事業を実施するなどにより、かえって当該地区の農業の振興を図る上で支障が生じるおそれがないか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。
- エ 決定手続は法第46条、第65条等に照らし適法になされているか。
- オ 合併契約は、施行令第3条の7第1項に規定する内容となっているか。
- カ 新設合併の場合は、法第66条等に規定する手続が適正になされているか。
- キ 合併によって消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか（消滅した組合における適正な手続がなされているかどうかも含む）。
- ク 合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあっては、法第65条の3に基づく手続が行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本事項は、法第1条、第10条等に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第12条の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- オ 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- カ 総会に関する規定は、法第43条の2、第43条の4、第43条の5、第43条の6、第44条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。
- キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。